

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正案に対して提出された御意見とそれに対する考え方

【意見募集期間：平成31年1月24日（木）～同年2月22日（金）】

【意見提出：2件（法人1件、個人1件）】

【意見提出者】

（意見受付順・敬称略）

No	意見提出者
1	個人
2	株式会社ケイ・オプティコム

No	提出された御意見	御意見に対する考え方	提出された御意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正案について以下の通り意見を述べさせていただきます。</p> <p>1) インフラシェアリングを容認し、ガイドラインを設ける事については各事業の健全なる発展を促すものとして賛成</p> <p>2) 概要の2頁目の改正案 「これまで、本ガイドラインの適用対象となる設備保有者については、電気通信事業者以外の者が設置した鉄塔等の設備は本来に空中線の設置を目的として整備されたものではないため、電気通信事業者に限定。」については今後想定外の多様な通信インフラの提供形態に対応可能なように電気通信事業者に限定せずとすべきではないか。</p> <p>3) 概要の3頁目 表中②アンテナ、基地局等のシェアリングの事業の登録/届出について自ら電気通信事業を営む意図が無いのであれば、施設設備の貸与を受け事業を行うものに担保を取らせることで行政効果は期待できるため不要と考えられるが如何？</p> <p>4) 概要の3頁目 表中②アンテナ、基地局等のシェアリングの事業の無線局免許について自ら無線局の運用を行う意思が無いのであれば、施設設備の貸与を受け事業を行うものに担保を取らせることで行政効果は期待できる事、当該案のとおり免許を要する事とすると法令規則の修正箇所、影響が大きくなるため不要と考えられるが如何</p> <p>5) 提供条件、公平性について 1の施設、設備単独についての提供条件、公平性については緩和すべきと考える。 理由： ○資金調達や事業性に柔軟性を与え活性化させるため ○迅速かつ広域に整備を促すことを目的とすると施設の設置個所に対して土地の取得より貸借による整備が適当と考えられるが、公社独占時代と異なり多様な事業者が参入し技術革新が進み多様な解決手段が選択できる現在において、地権者等が利用希望している事業者と必ずしも友好的でない場合等が考え</p>	<p>1) 及び2) については、本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>3)、4) 及び5) については、「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等に対する意見であり、本意見募集の対象ではないため、参考として承ります。</p> <p>なお、本ガイドラインは、鉄塔等について貸与時の標準的な取扱いを規定するものであり、公正性、無差別性等の原則に反しない限り、両当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではなく、本ガイドラインの規定が一律に求められるものではありません。</p>	無

	<p>られ、シェアリング事業者に公平性を強いる事は地権者の権利等を著しく侵害する事になると考える。</p> <p>提案事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者の事業を妨げる目的等でシェアリング事業と称し独占行為等を行った場合への国の斡旋、意見聴取、シェアリング事業者への制裁権や罰則等を設けたら如何 ・シェアリング事業において通信の健全なる発展を妨げないように状況を掌握し、調整する等の事務等を国が請け負う事となるし、その事業において収益を上げる事が今後ユニバーサル料金等へ影響を与える事も想定し、一定の公的手数料の負担を求めたら如何事業として定着するまで例えば 3 年程度を区切りとして猶予期間を設ける事とする事や、制度として現行の枠組みの物への課金は当面行わない等の整理にすることで制度導入に目途がつけられるのではないかと考える。 <p>今回の改正案の範疇ではないと認識していますが、新たな時代の公益特権の在り方の見直しを遠くない将来において検討し改正していただくことを強く希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
2	<p>○鉄塔等の設備を使用してインフラシェアリングを行う事業者（以下、単に「インフラシェアリング事業者」という）に対して、公正な対応が求められるという点は理解しますが、本ガイドラインに示される提供義務やコストベース等の規律が一律に求められることになれば、インフラシェアリング事業者の事業インセンティブを著しく損なうことになり、市場の成長はおろか、市場の縮小さえも考えられるところです。</p> <p>○この点、「5G の導入にあたってはインフラシェアリングがこれまで以上に重要になる」という改正の背景を鑑みても、現段階で本ガイドラインを改正すべきではなく、まずは 5G 展開の動向を注視していくことが必要と考えます。</p> <p>○なお、5G 展開において現に課題が確認され、本ガイドラインの改正が必要となった際にも、インフラシェアリング事業者に対して、電柱・管路等ガイドラインのルールを一律に全て当てはめるのではなく、規制範囲はインフラシェアリング市場への影響に配慮して、慎重かつ最低限なものとなるよう検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>本ガイドラインは、鉄塔等について貸与時の標準的な取扱いを規定するものであり、公正性、無差別性等の原則に反しない限り、両当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではなく、本ガイドラインの規定が一律に求められるものではありません。</p>	無